



# 茨城県報

第 1 3 8 0 号

平成14年 7月11日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) .....	1
(人 事 委 員 会)	
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	2
告 示	
一般廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) .....	3
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) .....	4
医療機関等の指定, 廃止及び変更 (厚生指導課) .....	5
指定老人訪問介護事業者の指定 (高齢福祉課) .....	6
定款変更の認可 (2件) (農村計画課) .....	7
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) .....	7
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (県税事務所) .....	8
公 告	
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	8
漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞 (漁政課) .....	8
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課) .....	8
都市公園区域の変更 (公園街路課) .....	13
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) .....	15
道路の位置の指定 (建築指導課) .....	15
軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) .....	15
正 誤	
平成14年 7月 4日付け茨城県報第1378号中 .....	16

## 規 則

茨城県規則第66号

茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県営住宅条例施行規則（平成 9 年茨城県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(優先的に選考して入居させることができる者の要件)」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第16条第 2 項中「助産婦」を「助産師」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の茨城県県営住宅条例施行規則第 3 条の規定は、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第 2 条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第 8 条から第 9 条の 2 までの規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者については、これらの者がそれぞれ発給を受けた炭鉱離職者求職手帳がその効力を有する間は、なおその効力を有する。

(人 事 委 員 会)

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 7 月11日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第18号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第 2 号の表中

3 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（休日休暇条例第 2 条第 1 項に定める休日をいう。）若しくはこれに相当する日（以下「週休日等」という。）に行うもの	1,700円
4 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	1,200円
5 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	900円

を

3 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日（以下この表において「週休日」という。）若しくは休日休暇条例第 2 条第 1 項に規定する休日若しくはこれに相当する日（以下この表において「休日等」という。）に行うもの	1,700円
---	--------



申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 角田芳夫 水戸市笠原町978番25
一般廃棄物処理施設の設置の場所	笠間市福田字猪ヶ入148番の1 外45筆
一般廃棄物処理施設の種類	最終処分場
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	焼却灰, 不燃残渣, 溶融スラグ
申請年月日	平成14年 7月 5日
関係書類の縦覧場所	茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町978番 6 笠間市環境課 笠間市石井717番地
縦覧期間	平成14年 7月11日から平成14年 8月12日まで
縦覧時間	午前 9時から午後 5時まで

## 2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

平成14年 8月26日

### (2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 一般廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

~~~~~

## 茨城県告示第820号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                         |
|--------------------------------|-----------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 角田芳夫<br>水戸市笠原町978番25 |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 笠間市福田字猪ヶ入148番の1 外45筆                    |

|                           |                                                                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物処理施設の種類              | 汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設                                                                                   |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動植物性残渣、汚泥、鉍さい、がれき類、燃え殻、ばいじん、廃油（引火性を有する廃油、感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物（PCBを除く）を含む） |
| 申請年月日                     | 平成14年 7 月 5 日                                                                                                               |
| 関係書類の縦覧場所                 | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>笠間市環境課<br>笠間市石井717番地                                                                      |
| 縦覧期間                      | 平成14年 7 月11日から平成14年 8 月12日まで                                                                                                |
| 縦覧時間                      | 午前 9 時から午後 5 時まで                                                                                                            |

|                                |                                                                            |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 角田芳夫<br>水戸市笠原町978番25                                    |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 笠間市福田字猪ヶ入148番の 1 外45筆                                                      |
| 産業廃棄物処理施設の種類                   | 最終処分場（管理型）                                                                 |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 汚泥、鉍さい、木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、ばいじん |
| 申請年月日                          | 平成14年 7 月 5 日                                                              |
| 関係書類の縦覧場所                      | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>笠間市環境課<br>笠間市石井717番地                     |
| 縦覧期間                           | 平成14年 7 月11日から平成14年 8 月12日まで                                               |
| 縦覧時間                           | 午前 9 時から午後 5 時まで                                                           |

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

### (1) 提出期限

平成14年 8 月26日

### (2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

### (3) 意見書に記載すべき事項

ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ウ 産業廃棄物処理施設の種類

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

~~~~~

茨城県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成14年 7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

コ 名	ド 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
2140683	おおしま薬局	ひたちなか市西大島 2 - 12 - 44	調剤	有限会社フアーマ	平成14年 7月1日	変更
0340616	うさみ薬局土浦店	土浦市飯田2659 - 2	調剤	(有)うさみ	平成14年 6月6日	廃止
0331542	荒川沖歯科医院	土浦市荒川沖西 2 - 12 - 1	歯科・小児歯科・矯正歯科	緑川 透樹	平成14年 5月31日	廃止
2010163	豊里病院	つくば市田倉4725	精神科・内科・神経科	萩原 泉	平成14年 5月31日	廃止
2011682	医療法人 豊里病院	つくば市田倉4725	精神科	医療法人 豊里 病院	平成14年 6月1日	指定
2111128	さくら水戸クリニック	ひたちなか市大字東石川 1581	内科・皮膚科	医療法人 秀仁 会	平成14年 6月1日	指定
3930803	稲吉歯科	新治郡千代田町下稲吉 2632 - 3	歯科	江上 勝朗	平成14年 4月1日	指定
717	ゆたか整骨院	龍ヶ崎市馴馬町2954 - 3	柔道整復	豊島 猛	平成14年 5月20日	指定
718	まきうち整骨院	北相馬郡利根町布川 2592 - 14	柔道整復	牧内 浩二	平成14年 5月20日	指定
0133054	泉歯科矯正歯科医院	水戸市堀町字新田 1108 - 11	歯科・矯正歯科・小児歯科	泉 俊郎	平成14年 6月1日	指定
0211508	かもしたクリニック	日立市中成沢町 4 - 17 - 22	産婦人科・皮膚科	鴨志田 和久	平成14年 6月1日	指定
3910353	川俣医院	新治郡千代田町中志筑 1329	内科・小児科	川俣 宗夫	平成14年 5月27日	廃止
3910569	川俣医院	新治郡千代田町中志筑 1329	内科・小児科	村井 圭子	平成14年 5月28日	指定
0840334	株式会社 ひまわり薬局	龍ヶ崎市根町3296 - 7	調剤	株式会社 ひま わり薬局	平成14年 6月1日	指定
2140741	むつの薬局	ひたちなか市東石川 3379 - 205	調剤	有限会社 むつ の薬局	平成14年 6月1日	指定
654	秋葉接骨院	結城市田間1507 - 2	柔道整復	秋葉 正博	平成14年 6月30日	廃止
720	秋葉接骨院	結城市結城10045 - 18	柔道整復	秋葉 正博	平成14年 7月1日	指定
3340449	イースト薬局	那珂郡東海村舟石川95	調剤	株式会社 サン テ	平成14年 7月1日	指定

~~~~~

## 茨城県告示第822号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称          | 事業所の名称        | 事業所の所在地         | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日    |
|-----------------|---------------|-----------------|----------|---------------|
| 有限会社 ソーシャルワーク希樹 | ケアサポートK I K I | 取手市西2丁目1番E-107号 | 訪問介護     | 平成14年<br>7月2日 |

## 茨城県告示第823号

平成14年3月27日付けで、北浦土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年7月4日認可した。

平成14年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第824号

平成14年5月14日付けで、本新土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年7月4日認可した。

平成14年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第825号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、一本松土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成14年7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 一本松土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 大洗町磯浜町6881-275

事 業 施 行 期 間 自 平成10年7月30日

至 平成15年3月31日

施 行 地 区 大洗町磯浜町字本堂，字本堂下，字矢下，字一本松の各一部，大洗町五反田の一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成10年7月30日

## 2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成10年7月30日

至 平成17年3月31日

## 3 変更認可の年月日 平成14年7月11日

## 茨城県告示第826号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指令の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成14年 7 月11日

茨城県高萩県税事務所長 真 木 秀 明

| 県 名 | 特約業者の氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 特約業者の指定の取消し年月日 |
|-----|-------------|-----------------|----------------|
| 茨 城 | エヌ・ケー興業株式会社 | 茨城県高萩市安良川267    | 平成14年 5 月29日   |

## 公 告

## 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により公示する。

平成14年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日       | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|------|---------|-----------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 1 頭  | 潮来市大生   | 平成14年<br>6 月24日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

## 漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第49条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県聴聞規則（平成 6 年茨城県規則第82号）第 9 条の規定により公示する。

平成14年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 聴聞事項 茨城海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関すること
- 2 期 日 平成14年 8 月 6 日 (火) 午後 1 時30分から
- 3 場 所 茨城県水戸市笠原町978番の 6  
茨城県庁16階 商工労働部会議室

## 都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成14年 7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先，提出期限及び様式

| 日 時                      | 場 所                                          | 公述申出書の提出先，提出期限及び様式                                                                                         |
|--------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成14年 7月26日<br>午後 2 時00分 | ひたちなか市南神敷<br>17番地 6<br>ひたちなか市那珂湊<br>総合福祉センター | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成14年 7月19日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

2 水戸・勝田都市計画の変更案

(1) 種類，名称及び面積

| 種類 | 名 称       | 面 積   |
|----|-----------|-------|
| 風致 | 部田野新堤風致地区 | 約42ha |
| 地区 | 平磯北風致地区   | 約12ha |

(2) 都市計画を変更する土地の区域 (別掲図面参照)

部田野新堤風致地区

ひたちなか市 新堤の一部  
雨沢谷津の一部  
小谷金の一部  
部田野の一部

平磯北風致地区

ひたちなか市 平磯町の一部

(3) 案の作成理由

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ樹林地や水辺地等であって、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画し、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。ひたちなか市では、近年急速に進行する緑の喪失に歯止めをかけ、市域に残る緑を保全して次代へ引き継ぐため、平成10年に「ひたちなか市地域制緑地保全計画」を策定し、市内の緑地等について保全計画を定めました。

今回指定する2地区については、上記計画で保全すべき緑地に位置づけられており、四季折々の変化に富んだ自然景観を提供し、地域住民の散策の場としても親しまれております。

以上の理由から、当該地の良好な自然的景観を維持・保全するため風致地区に定めようとするものです。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4587, 4588)

(2) ひたちなか市東石川 2 - 10 - 1

ひたちなか市都市整備部都市計画課

電話 029 - 273 - 0111 (内線434, 461)

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

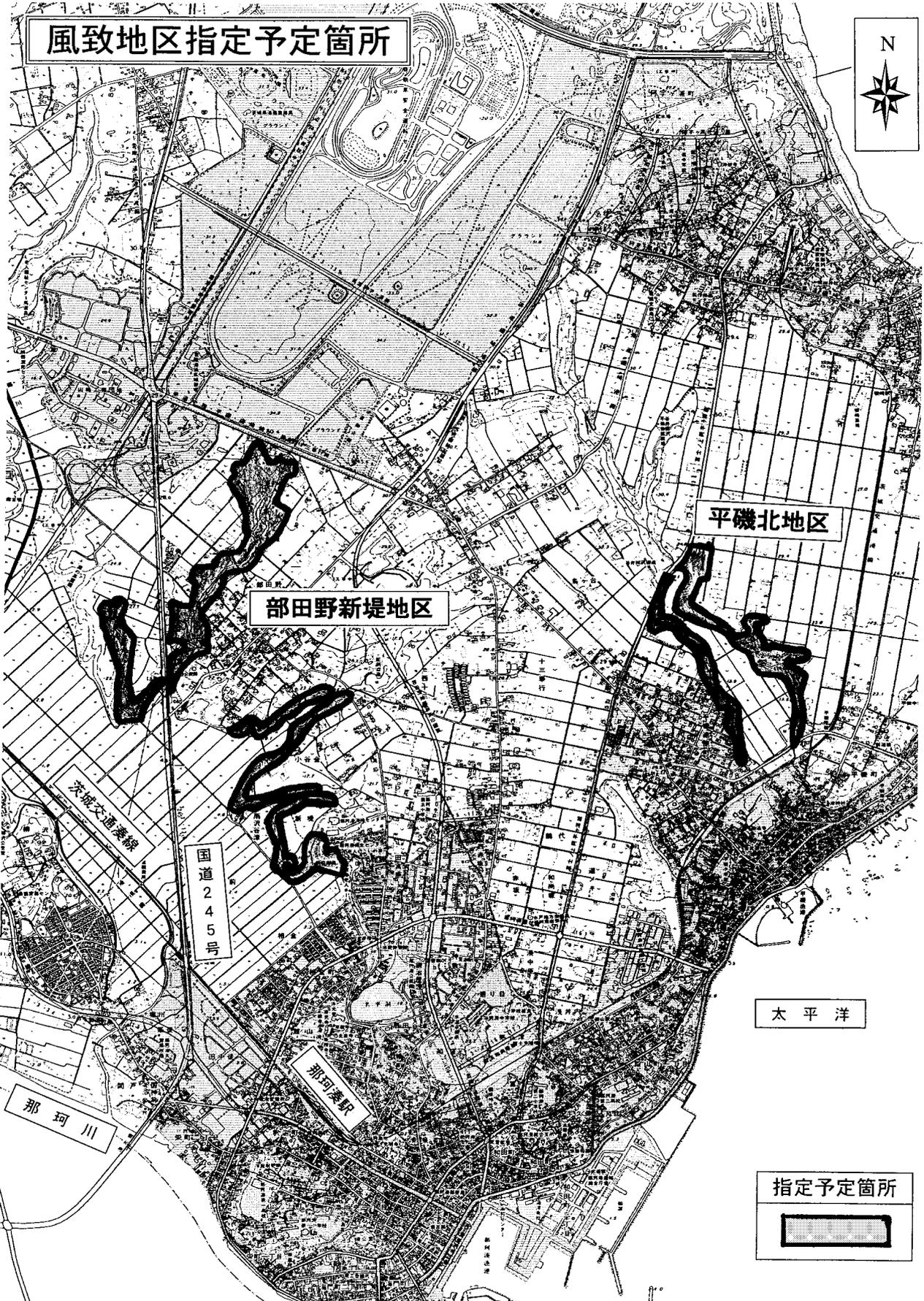
職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

風致地区指定予定箇所



平磯北地区

部田野新堤地区

太平洋

指定予定箇所



国道245号

茨城交通養老線

那珂川

那珂湊駅

## 都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

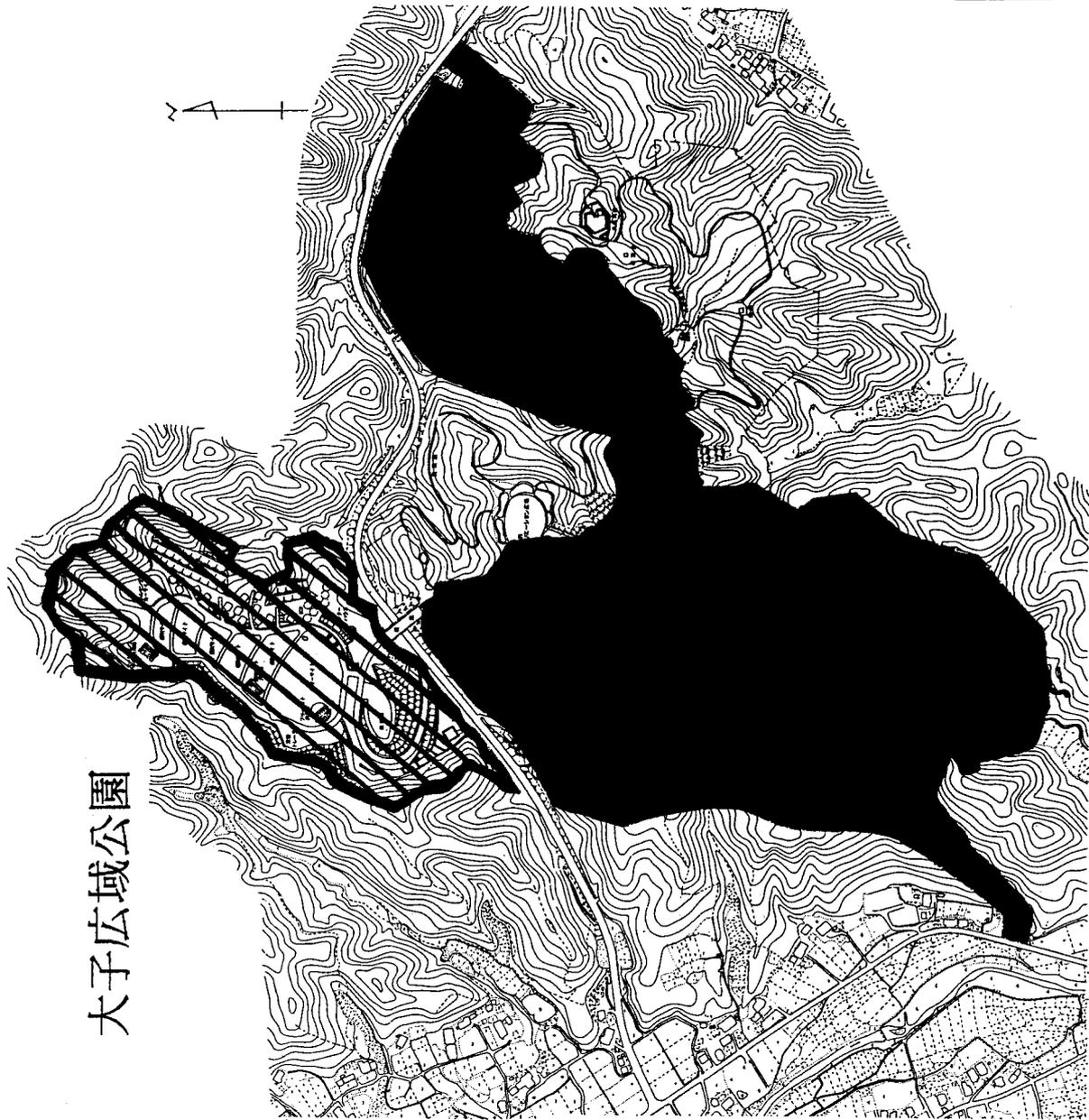
平成14年 7月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 大子広域公園
- 2 位 置 久慈郡大子町大字浅川及び大字矢田地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおりに
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 35.9ヘクタール  
(変更後) 46.9ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日

平成14年 7月12日

大子広域公園



| 凡 例      |  |
|----------|--|
| 都市公園設置区域 |  |
| 都市公園追加区域 |  |

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町堀割 1 丁目600番31

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町堀割 1 丁目 9 - 23

山 本 猛

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字砂室12019番 6 , 12020番 7 , 12020番19, 12020番27

2. 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町仁連1921番地 4

サンワ設計株式会社

代表取締役 森 誠

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成14年 7 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日        | 申 請 者  |                     | 道 路 の 位 置            | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|--------|---------------------|----------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏 名    | 住 所                 |                      | 幅 員          | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 545 号 | 平成14年 6 月28日 | 谷 島 ちよ | 真壁郡協和町大字新治1993番地157 | 真壁郡協和町大字新治字谷島1993番 8 | メートル<br>4.00 | メートル<br>33.20 |

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成14年 4 月15日以降無効とする。

平成14年 7 月11日

茨城県下館県税事務所長 飯 山 修

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号                           | 枚数  | 有 効 期 間                         | 販売業者の所在地及び氏名                          |
|-----|---------|----------------------------------|-----|---------------------------------|---------------------------------------|
| 農 業 | 10リットル  | C 705888                         | 1 枚 | 平成14年 3月 1日<br>～<br>平成15年 2月28日 | 水海道市平町382 - 4<br>常総ひかり農業協同組合<br>大生給油所 |
| 農 業 | 20リットル  | E 705009<br>E 705010             | 2 枚 | 平成14年 3月 1日<br>～<br>平成15年 2月28日 | 水海道市平町382 - 4<br>常総ひかり農業協同組合<br>大生給油所 |
| 農 業 | 100リットル | G 710276<br>G 710277<br>G 710278 | 3 枚 | 平成14年 3月 1日<br>～<br>平成15年 2月28日 | 水海道市平町382 - 4<br>常総ひかり農業協同組合<br>大生給油所 |

~~~~~

正 誤

平成14年 7月 4日付け茨城県報第1378号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	1	号外第123号 平成14年 4月 1日 (月曜日)	第1378号 平成14年 7月 4日 (木曜日)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)